

## 国の電気料金激変緩和対策事業による値引き

### 1 適用範囲

この値引きは、電気需給契約の契約種別が市場連動メニューで電気の供給を受けるお客さまに適用する。

### 2 適用期間

適用期間は、2024年9月の料金に係る計量期間等から2024年11月の料金に係る計量期間等までとする。

### 3 値引き単価

2（適用期間）に定める適用期間の管理費等単価は、「ご契約内容のお知らせ」に記載の管理費等単価から、次の値引き単価を差し引いた価格とする。

（1）2024年9月の料金に係る計量期間等から2023年10月の料金に係る計量期間等まで

	適用範囲	税込単価	税抜単価
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	4円00銭	3円64銭
	高圧で供給を受ける場合	2円00銭	—

（2）2024年11月の料金に係る計量期間等

	適用範囲	税込単価	税抜単価
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	2円50銭	2円28銭
	高圧で供給を受ける場合	1円30銭	—

以上